

Ⅱ

原発事故に伴う対応関係

検討の背景

- 福島第一原発事故後6年9か月が経過した今なお、科学的根拠に基づかない**風評被害や偏見・差別が残っている**。

例) 福島県産農林水産物の全国平均価格との乖離(米: 福島県-全国▲765円/60kg、肉用牛(和牛): 福島県-全国▲242円/kg(H28))、教育旅行をはじめとした観光業の不振(教育旅行宿泊者数: 震災前比61.3%(H28年度))、学校における避難児童生徒へのいじめ等

主な原因: 放射線に関する正しい知識、福島県における食品中の放射性物質に関する検査結果、福島復興の現状等の**周知が不十分**。

「総点検」を実施

- これまで行ってきた被災者とのリスクコミュニケーションに加え、**広く国民一般に対して情報発信することにも重点を置く**。より具体的な情報発信の方法等を検討し、政府全体の戦略の下に**各府省庁が、連携して統一的に取組を実施**。

強化内容

- **I「知ってもらう」、II「食べてもらう」、III「来てもらう」という視点から、「伝えるべき対象」、「伝えるべき内容」、「発信の工夫」等について、シンプルかつ重要な事項順に明示**。関係各府省庁では、これを基に情報発信。

I 知ってもらう

(1) 伝えるべき対象

- ① 児童生徒及び教育関係者、② 妊産婦並びに乳幼児及び児童生徒の保護者、③ 広く国民一般

(2) 伝えるべき内容

- ① 放射線の基本的事項及び健康影響 ⇒ **日常生活で放射線被ばくゼロにはできない、放射線はうつらない、放射線による遺伝性影響は出ない、放射線による健康影響は放射線の「有無」ではなく「量」が問題となる** 等の8項目
- ② 食品及び飲料水の安全性 ⇒ **世界で最も厳しい水準の放射性物質に関する基準の設定や検査の徹底により、安全が確保されていること** 等の3項目
- ③ これらに加え、**復興が進展している被災地の姿等を発信**することを明示

(3) 発信の工夫

受信者目線で印象に残るような表現の工夫や、単なる資料配布に止まらないためのメディアミックスの活用、放射線量を視覚的、感覚的にスケール感がわかりやすい形での発信 等

(4) 風評払拭に向けて取り組むべき具体的な施策

- ① 児童生徒への放射線教育 ⇒ **本戦略に基づく放射線副読本の改訂、副読本使用に止まらない具体的に伝わる取組の実施**
- ② 妊産婦及び乳幼児の保護者への情報発信 ⇒ **乳幼児健診の機会等を利用した情報発信の開始**

(5) 被災地の不安払拭に向けた取組

被災者及び被災地で活動する事業者等についても、双方向のリスクコミュニケーションをこれまで以上にきめ細かく実施

II 食べてもらう

(1) 伝えるべき対象

①小売・流通事業者、②消費者、③在京大使館、外国要人及び外国プレス、④在留外国人及び海外から日本に来ている観光客

(2) 伝えるべき内容

①福島県産品の「魅力」や「美味しさ」、②食品及び飲料水の安全を守る仕組みと放射性物質の基準、③生産段階での管理体制 等

(3) 発信の工夫

①福島県産品の利用・販売促進 ⇒ 県産品の「魅力」や「美味しさ」のみならず、安全性も理解してもらえるような工夫を行い発信

②国内外に向けた情報発信 ⇒ 放射性物質の基準値の国際比較による福島県を相対化した情報発信 等

(4) 風評払拭に向けて取り組むべき具体的な施策

①福島県産品の利用・販売促進 ⇒ 「福島県産農林水産物の風評払拭対策協議会」における取組やふくしま応援企業ネットワークとの連携を通じた販売場所の情報発信 等

②福島県農林水産物等の流通実態調査 ⇒ 調査結果等を踏まえた、小売・流通事業者への説明や理解を深めるための情報提供 等

③輸入規制の緩和・撤廃に向けた働きかけ ⇒ 外交ルートを通じた働きかけ、外国人プレスや観光客といった「草の根」からの働きかけ 等

III 来てもらう

(1) 伝えるべき対象

①教師、PTA関係者、旅行業者、②海外からの観光客、外国プレス及び在留外国人、③県外からの観光客

(2) 伝えるべき内容

①福島県の旅行先としての「魅力」、②福島県における空間線量率や食品等の安全、③教育旅行への支援策 等

(3) 発信の工夫

①教育旅行関係者 ⇒ 「ホープツーリズム」※に関する発信、モニターツアー参加者の生の声の発信、パンフレットの活用 等

※福島県が行っている、復興に向け挑戦する「人(団体)」との出会いや「福島県のありのままの姿(光と影)」を実際に見て、聴いて、学んで、そして希望を見つけてもらう取組

②海外の居住者 ⇒ 様々な機関からの情報発信、「Fukushima」の検索結果としてポジティブな画像が表示されるための工夫 等

③県外の居住者 ⇒ メディアミックスを活用した放射線に関する正しい知識等の情報発信、被災者の生の声の発信 等

(4) 風評払拭に向けて取り組むべき具体的な施策

①県外からの旅行者の回復 ⇒ 福島県ならではの「ホープツーリズム」の推進、復興のシンボルとしての「Jヴィレッジ」や「コミュタン福島」の紹介

②海外からの旅行者の回復 ⇒ 東北を対象としたプロモーション、現地ツアー等を通じた外国人プレスや観光客といった「草の根」からの発信 等

今後の取組

(1) 政府全体の取組

- 戦略の具体化に向け、関係府省庁において、速やかに本戦略を踏まえたパンフレット等を作成するとともに、工夫を凝らした情報発信を実施。復興庁においては、いち早く戦略を踏まえたモデル的なコンテンツを作成。また、メディアミックスによる情報発信を実施（平成30年度予算を要求中）。

(2) 今後のフォローアップ

- 「風評払拭・リスコミ強化戦略策定プロジェクトチーム」等を開催するなど、関係府省庁の取組を継続的にフォローアップする体制を整備し、本戦略に沿って実施されているか等について点検。

■ 食品中の放射性物質への対応の流れ

■ 食品中の放射性物質に関する基準値の設定

原子力安全委員会の示した指標値を暫定規制値として対応（平成23年3月17日～24年3月31日）
厚生労働省薬事・食品衛生審議会などでの議論を踏まえ、基準値を設定（平成24年4月1日～）

■ 食品中の放射性物質に関する検査

17都県を中心に地方自治体において、検査計画に基づく検査を開始（平成23年3月18日～）

平成23年3月18日～平成24年3月31日	137,037件、うち暫定規制値超過 1,204件（0.88%）
平成24年4月1日～平成25年3月31日	278,275件、うち基準値超過 2,372件（0.85%）
平成25年4月1日～平成26年3月31日	335,860件、うち基準値超過 1,025件（0.31%）
平成26年4月1日～平成27年3月31日	314,216件、うち基準値超過 565件（0.18%）
平成27年4月1日～平成28年3月31日	340,311件、うち基準値超過 291件（0.09%）
平成28年4月1日～平成29年3月31日	322,563件、うち基準値超過 461件（0.14%）
平成29年4月1日～平成29年12月31日	234,740件、うち基準値超過 160件（0.07%）

■ 基準値を超過する食品の回収、廃棄

食品衛生法に基づき、基準を超えた食品については、同一ロットの食品を回収、廃棄

■ 食品の出荷制限等

【原子力災害対策本部】

原子力災害対策特別措置法に基づき、基準を超えた地点の広がり等を踏まえ、県域又は県内の一部の区域を単位として出荷制限等を指示（平成23年3月21日～）

■ 食品の出荷制限等の解除

【原子力災害対策本部】

直近の1ヶ月以内の検査結果が、1市町村当たり、3か所以上、すべて基準値以下 など

食品中の放射性物質に関する基準値の設定

● 食品中の放射性物質の基準値は、食品の国際規格を策定しているコーデックス委員会※が指標としている、**年間線量 1 ミリシーベルト**を踏まえ設定している。

※ (FAO (国連食糧農業機関) とWHO (世界保健機関) の合同委員会)



放射性セシウムの基準値

(平成24年4月～現在)

食品群	基準値
飲料水	10
牛乳	50
乳児用食品	50
一般食品	100

(単位:ベクレル/kg)

※ 現行基準値は、放射性セシウム以外の核種 (ストロンチウム90、プルトニウム、ルテニウム106) からの線量を含め、食品を摂取することにより受ける線量が、年間 1 ミリシーベルトを超えないように放射性セシウムの基準値を設定している。

■ 原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限の対象食品

(平成29年12月末時点)

県名	出荷制限品目
福島県	(一部地域) 原乳、非結球性葉菜類(ホウレンソウ・コマツナ等)、結球性葉菜類(キャベツ等)、アブラナ科の花蕾類(ブロッコリー・カリフラワー等)、カブ、原木シイタケ(露地・施設栽培) ^{注1} 、原木ナメコ(露地栽培)、キノコ類(野生のものに限る。) ^{注2} 、タケノコ、ワサビ(畑において栽培されたものに限る。)、ウド(野生のものに限る。)、クサソテツ(こごみ)、コシアブラ、ゼンマイ、ウワバミソウ(野生のものに限る。)、タラノメ(野生のものに限る。)、フキ、フキノトウ(野生のものに限る。)、ワラビ、ウメ、ユズ、クリ、キウイフルーツ、米(平成23・24・25・26・27・28・29年産) ^{注1} 、ヤマメ(養殖を除く。)、ウグイ、ウナギ、アユ(養殖を除く。)、イワナ(養殖を除く。)、コイ(養殖を除く。)、フナ(養殖を除く。)、クマの肉 (全域) 水産物(10種)、牛の肉 ^{注1} 、イノシシの肉、カルガモの肉、キジの肉、ノウサギの肉、ヤマドリの肉
青森県	(一部地域) キノコ類(野生のものに限る。) ^{注3}
岩手県	(一部地域) 原木シイタケ(露地栽培) ^{注1} 、原木クリタケ(露地栽培)、原木ナメコ(露地栽培) ^{注1} 、キノコ類(野生のものに限る。)、タケノコ、コシアブラ、ゼンマイ、セリ(野生のものに限る。)、ワラビ(野生のものに限る。)、クロダイ、イワナ(養殖を除く。) (全域) 牛の肉 ^{注1} 、シカの肉、クマの肉、ヤマドリの肉
宮城県	(一部地域) 原木シイタケ(露地栽培) ^{注1} 、キノコ類(野生のものに限る。)、タケノコ、クサソテツ(こごみ)、コシアブラ、ゼンマイ、タラノメ(野生のものに限る。)、イワナ(養殖を除く。)、アユ(養殖を除く。)、ヤマメ(養殖を除く。)、ウグイ (全域) クロダイ、牛の肉 ^{注1} 、イノシシの肉、クマの肉、シカの肉 ^{注1}
山形県	(全域) クマの肉 ^{注1}
茨城県	(一部地域) 原木シイタケ(露地・施設栽培) ^{注1} 、タケノコ、コシアブラ(野生のものに限る。)、アメリカナマズ(養殖を除く。)、ウナギ (全域) イノシシの肉 ^{注1}
栃木県	(一部地域) 原木シイタケ(露地・施設栽培) ^{注1} 、原木クリタケ(露地栽培)、原木ナメコ(露地栽培)、キノコ類(野生のものに限る。)、タケノコ、クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)、コシアブラ(野生のものに限る。)、サンショウ(野生のものに限る。)、ゼンマイ(野生のものに限る。)、タラノメ(野生のものに限る。)、ワラビ(野生のものに限る。)、クリ (全域) 牛の肉 ^{注1} 、イノシシの肉 ^{注1} 、シカの肉
群馬県	(一部地域) キノコ類(野生のものに限る。)、イワナ(養殖を除く。)、ヤマメ(養殖を除く。) (全域) イノシシの肉、クマの肉、シカの肉、ヤマドリの肉
埼玉県	(一部地域) キノコ類(野生のものに限る。)
千葉県	(一部地域) 原木シイタケ(露地・施設栽培) ^{注1} 、ギンブナ、コイ、ウナギ (全域) イノシシの肉 ^{注1}
新潟県	(一部地域) コシアブラ(野生のものに限る。)、クマの肉
山梨県	(一部地域) キノコ類(野生のものに限る。)
長野県	(一部地域) キノコ類(野生のものに限る。) ^{注4} 、コシアブラ、シカの肉 ^{注1}
静岡県	(一部地域) キノコ類(野生のものに限る。)

注1) 県の管理下のもとで出荷するものについて一部解除

注2) このうち、一部地域のナメコ及びムキタケを除く

注3) このうち、一部地域のナラタケを除く

注4) このうち、一部地域のマツタケを除く

流通食品での調査（マーケットバスケット調査）

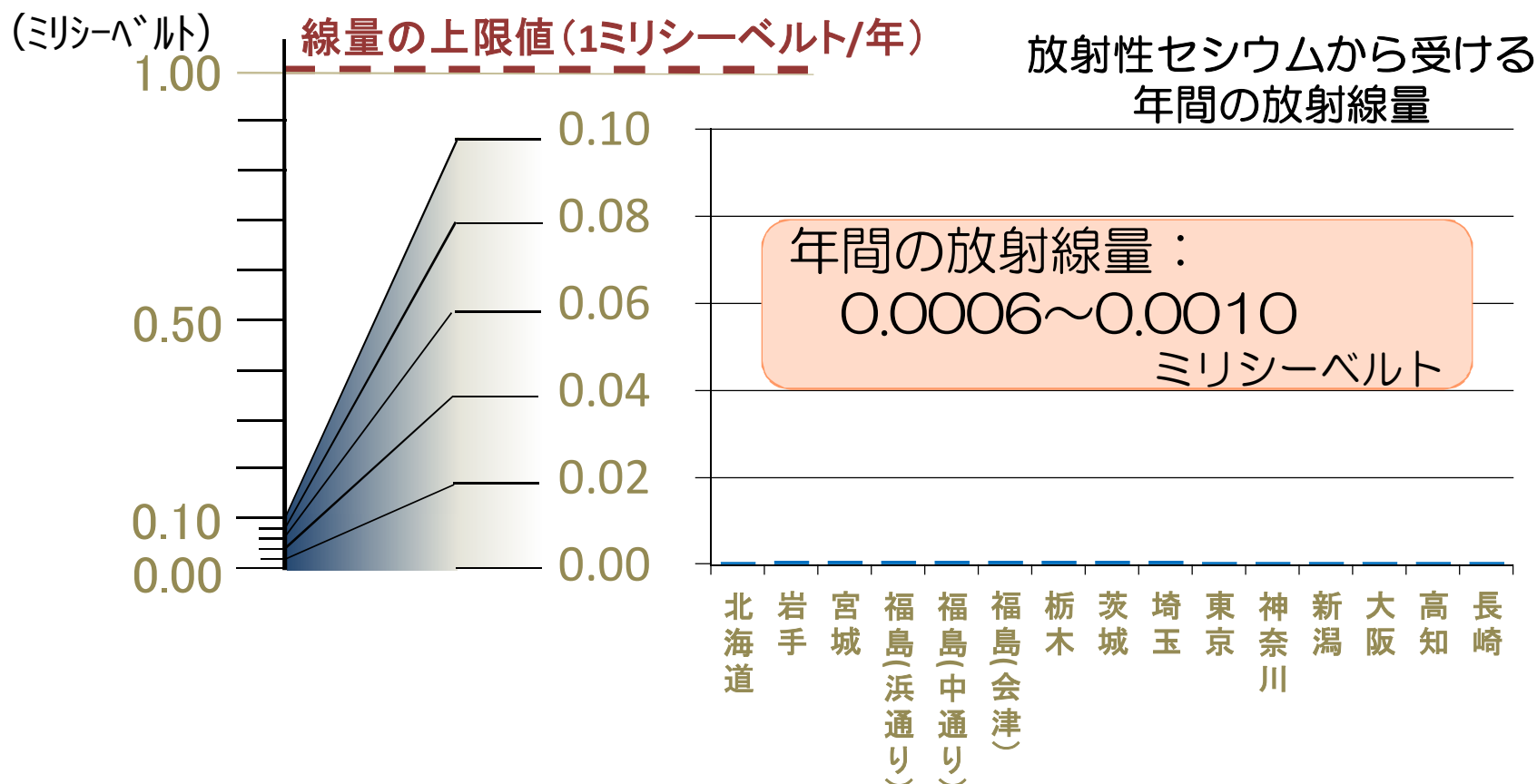
平成30年度予算案
0.8億円

● 各地で流通する食品を購入し、放射性セシウムを精密に測定

国民の食品摂取量(国民健康・栄養調査)の、地域別平均に基づいて購入し、混合して測定

- ◆ 通常の食事の形態に従った、簡単な調理をして測定
- ◆ 生鮮食品はできるだけ地元産・近隣産のものを購入

● この測定結果をもとに、食品から人が1年間に受ける放射線量を計算(平成29年2-3月調査)



実際の線量は、基準値の設定根拠である年間1ミリシーベルトの1%以下

■ (参考) 食品をもとにした線量推計について

● 平成23年秋以降に実施した線量推計結果一覧表

公表時期	調査時期	調査対象食品	調査地域	調査結果
平成23年12月22日	平成23年9-11月	流通食品	3地域	0.0024~0.019 mSv/y
平成25年3月11日	平成24年2-3月	流通食品	12地域	0.0009~0.0094 mSv/y
平成25年3月11日	平成24年3-5月	家庭の食事（乳児、高齢者、妊婦等を含む7区分）	9地域	0.0012~0.0039 mSv/y
平成25年6月21日	平成24年9-10月	流通食品	15地域	0.0009~0.0057 mSv/y
平成25年11月8日	平成25年3月	家庭の食事（幼児と成人の2区分）	10地域	0.0001~0.0022 mSv/y
平成25年12月13日	平成25年2-3月	流通食品	15地域	0.0008~0.0071 mSv/y
平成26年7月10日	平成25年9-10月	流通食品	15地域	0.0008~0.0027 mSv/y
平成26年11月26日	平成26年2-3月	流通食品	15地域	0.0007~0.0019 mSv/y
平成27年5月15日	平成26年9-10月	流通食品	15地域	0.0007~0.0022 mSv/y
平成27年11月20日	平成27年2-3月	流通食品	15地域	0.0006~0.0020 mSv/y
平成28年6月3日	平成27年9-10月	流通食品	15地域	0.0006~0.0015 mSv/y
平成28年12月16日	平成28年2-3月	流通食品	15地域	0.0006~0.0011 mSv/y
平成29年6月23日	平成28年9-10月	流通食品	15地域	0.0007~0.0014 mSv/y
平成29年12月15日	平成29年2-3月	流通食品	15地域	0.0006~0.0010 mSv/y

■ 食品中の放射性物質対策に関するリスクコミュニケーションの主な取組

平成30年度予算案 8.6百万円の内数

1. 広報の実施

○政府広報

平成24年度の政府の重点広報テーマの一つとして、新聞、ラジオ、インターネット等の媒体により、幅広く基準値や検査体制等について、関係省庁と連携し、広報を実施。

○キャンペーン「食べものと放射性物質のはなし」

平成24年9月～12月まで、関係省庁（消費者庁、内閣府食品安全委員会、農林水産省）と連携し、スーパーマーケットの食品売り場や公共施設等において、ポスターの掲示や、リーフレットの配布を実施。

○厚生労働省のホームページ「食品中の放射性物質への対応」における情報提供

対策の概要資料、Q & A、試験法や検査計画に関するガイドライン等を掲載。また、地方自治体からの検査結果を取りまとめ、基準値超過の有無にかかわらず全てを公表。対策の概要や検査結果については英文での情報発信を実施。

○その他

- ・リーフレット：基準値の概要について、一般消費者向けのリーフレットを作成。
- ・ラジオ：内閣府被災者生活支援チームによる福島県内のラジオ放送で基準値について説明。
- ・地方自治体の広報誌等による広報：都道府県や市町村の広報誌等への広報・周知を要請。

2. 説明会の開催

○消費者、生産者等との意見交換会

食品中の放射性物質の基準値等について、消費者、事業者、生産者等を対象に、関係省庁及び地方自治体と連携しながら、全国各地で意見交換会を開催。

平成23年度：7箇所 平成24年度：27箇所 平成25年度：8箇所 平成26年度：6箇所
平成27年度：6箇所 平成28年度：9箇所 平成29年度：7箇所

○講演会等への講師派遣

地方自治体及び団体が主催する講演会等にも担当者を派遣。



東電福島第一原発作業員の被ばく線量管理の対応と現状

事故後5年間（H23.3～H28.3月）において、東電福島第一原発で働いた作業員は約4万7千人。このうち、緊急作業で**250mSv超が6人、100mSv超が174人**。

今後も被ばく線量の高い作業があるため、被ばく線量の低減等について、引き続き厳しく指導する。

●東電福島第一原発における作業員の被ばく状況

表1. 震災発生後から5年間の全作業員の累積被ばく線量

区分 (mSv)	H23.3～H28.3月累積線量		
	東電社員	協力会社	計
250超	6	0	6
200超～250	1	2	3
150超～200	26	2	28
100超～150	117	20	137
75超～100	321	312	633
50超～75	328	1,801	2,129
20超～50	633	6,515	7,148
10超～20	619	5,794	6,413
5超～10	507	5,439	5,946
1超～5	908	9,618	10,526
1以下	1,246	12,759	14,005
計	4,712	42,262	46,974
最大 (mSv)	678.80	238.42	678.80
平均 (mSv)	22.43	11.76	12.83

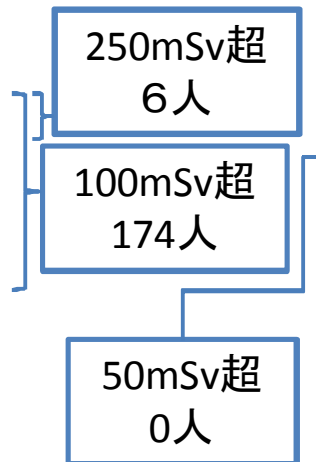


表2. 平成28年度の作業員累積被ばく線量※

区分 (mSv)	H28.4～H29.3月累積線量		
	東電社員	協力会社	計
100超	0	0	0
75超～100	0	0	0
50超～75	0	0	0
20超～50	0	216	216
10超～20	22	1,139	1,161
5超～10	90	1,393	1,483
1超～5	404	4,370	4,774
1以下	1,162	7,059	8,221
計	1,678	14,177	15,855
最大 (mSv)	14.75	38.83	38.83
平均 (mSv)	1.27	3.09	2.90

※ 新たな5年間（H28.4～H33.3月）における累積被ばく線量管理状況（平成28年末時点）でもある。

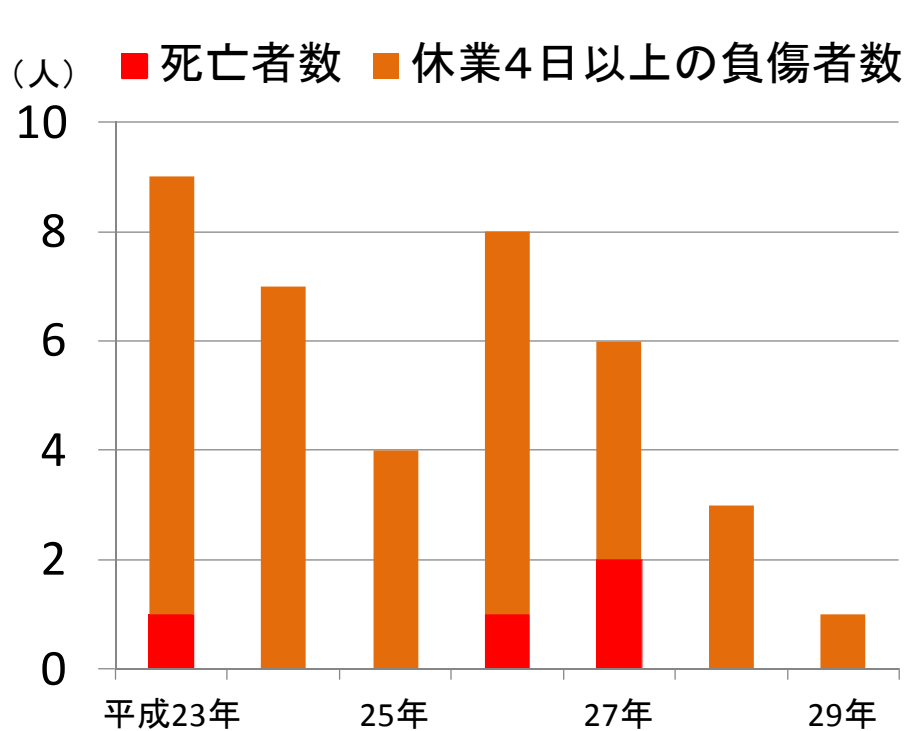
【対応状況の経過】

- ① 法定被ばく限度は、通常時は100mSv/5年かつ50mSv/年、緊急作業（事故対応作業）時は100mSvである。
- ② 平成23年3月14日に、東電福島第一原発の緊急作業中の被ばく限度を100mSvから250mSvへ引き上げる特例省令が施行された。
- ③ 平成23年12月16日のステップ2の完了とともに250mSvの特例省令が廃止され、原則として通常時の被ばく限度（50mSv/年かつ100mSv/5年）が適用となる（原子炉冷却等の作業従事者（東電社員のみ約1,200人）は、平成27年9月まで緊急作業時の被ばく限度（100mSv/年）が適用）。
- ④ 各年度における個人の最大被ばく線量は、平成25年度：41.59mSv、平成26年度：39.85mSv、平成27年度43.20mSv、平成28年度38.83mSvであり、法定被ばく限度の50mSv/年を下回っている。

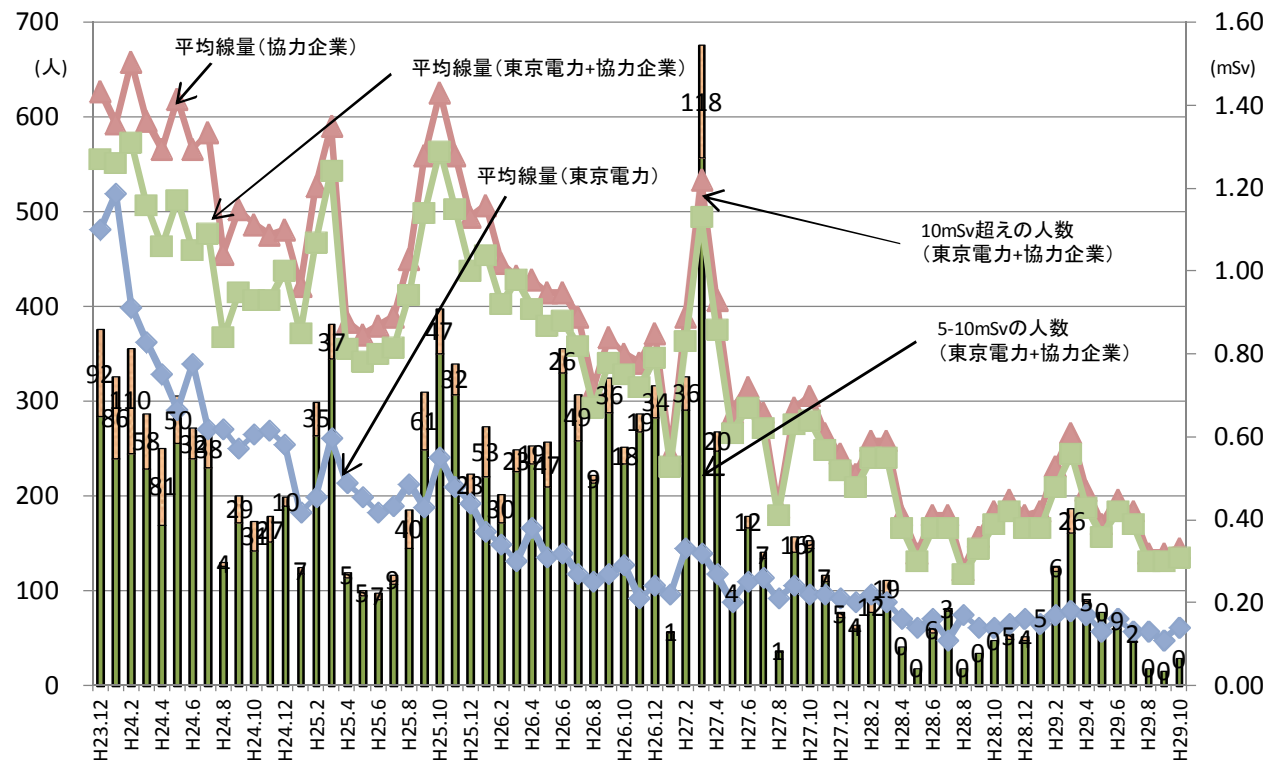
東電福島第一原発作業員の健康・安全確保の対策

最近の状況

- 1日あたりの労働者数は、約5,000人。
- 平成26年は労働災害が急増するとともに、平成27年1月と8月に死亡災害が発生。これ以降、死亡災害は発生していない。
- 平成27年3月以降、月平均被ばく線量は減少傾向にあり、月間5mSvを超える高い被ばくをした作業員の人数も減少傾向にある。
- 日常的な健康管理を支援するために、相談窓口を東電福島第一原発構内に設置している。
(平成29年9月から尿検査及び血圧検査を相談窓口で行えるよう機能を強化)



厚生労働省調べ(死亡災害報告及び労働者死傷病報告)



東電福島第一原発の作業員の被ばく線量の推移(H23.12~H29.10)
東京電力報告資料を基に厚生労働省が作成

緊急作業従事者に対する疫学的研究

1 研究の背景

- 東京電力株式会社福島第一原子力発電所においては、平成23年3月11日から同年12月16日まで、緊急被ばく線量限度を100ミリシーベルトから250ミリシーベルトに引き上げていた。この間、約2万人の緊急作業従事者が作業に従事し、174人が通常作業の5年間の線量限度である100ミリシーベルトを超えている。

(疫学研究の研究計画を策定するにあたって留意すべき事項として提言)

2 調査対象集団、研究手法等

1 対象・規模

緊急作業従事者2万人全員を調査対象集団とする。調査期間は、原則として調査対象者の生涯とする

2 研究対象となるばく露因子

(1) 累積被ばく線量による健康影響を調べることが基本。その上で、「短期間に被ばくをしたこと」や、「臓器別の被ばく線量」による健康影響を調べる場合は、対象集団の中に小集団を設定して調査

(2) 心理的影響についても調査

3 研究手法

(1) 対象集団全員を対象とした前向きコホート調査(集団を生涯にわたり追跡する研究手法)

(2) 単に調査するだけでなく、必要に応じ、精密検査のための医療機関の受診、保健指導の勧奨等

(3) 統計上有意差のあった結果のみならず、有意差がなかった解析結果についても公表

4 集団の追跡・維持

(1) 長期健康管理データベースの運営の一環として、厚生労働省が現況調査を実施し、調査対象集団を追跡・維持

緊急作業従事者に対する長期的な健康管理

①緊急作業従事者（約2万人）については、被ばく限度を一時的に250mSvに引き上げていたため、「指針」（平成23年10月11日公表）に基づく、長期的な健康管理に取り組む。

1 データベースの整備

- 個人識別情報（氏名、所属事業場、住所等）
- 被ばく線量、作業内容
- 健康診断結果等の情報
- 健康相談、保健指導等の情報
- その他健康管理に必要な項目（生活習慣等）

提出
(データベース
での管理)

厚生労働省

- データベースの運用・管理
- 健康相談、健康診断等の事務
- データの照会業務

2 健康管理の実施事項

データベースの構築に併せて、被ばく線量に応じて健康診断等を実施する（※1）。

具体的な健康診断等の実施事項

○ 全ての緊急作業従事者に実施

- 法令に基づく健康診断（一般健康診断、電離放射線健康診断等）を実施
- メンタルヘルスケアを含めた健康相談、保健指導を実施

○ 50mSv（※2）を超える緊急作業従事者に実施

- 上記に加え、白内障に関する眼の検査を実施

○ 100mSv（※2）を超える緊急作業従事者に実施

- 上記に加え、甲状腺の検査、がん検診（胃、肺、大腸）を実施

申請に基づき
手帳を交付
(線量情報の記
載、健診受診の
際の証明)

データベー
ス登録証を
交付
(データ照会の
際の証明)

※1 健康診断費用等は事業者負担。ただし、50mSvを超える者については、①転職した後に放射線業務についていない場合、②緊急作業時の企業（中小企業のみ）に継続して雇用されているが、放射線業務に従事していない場合、③現に事業者には雇用されていない場合には国が費用負担

※2 緊急作業に従事した間に受けた放射線の実効線量

② 緊急作業従事者以外の者について

- 法令に基づく健康診断（一般健康診断、電離放射線健康診断等）を実施
- 法令に基づく健康相談、保健指導を実施



雇用対策関係

被災者の就労支援施策パッケージについて

東日本大震災の被災地においては、被災3県とも有効求人倍率は1倍を超え、全体として多くの求人が存在しているが、職種や条件によって求人と求職とのギャップが生じ、雇用のミスマッチが生じていることから、その解消に努めていくことが求められる。また、原子力災害により避難生活を続けている方々の中で、いまだ安定した仕事に就けないまま不安定な生活を送る方々の自立のために、被災者に寄り添った就労支援を実施する。(平成27年8月とりまとめ)

ハローワークにおける就職支援

平成30年度予算案
679億円の内数

ハローワークにおいて、求職者のニーズに応じた求人の開拓・確保、職業相談・職業紹介、職業訓練への誘導など、個々の被災された求職者に寄り添い、きめ細かな就職支援を行う。

- ・求職者の状況に応じ、担当者制等による個別の職業相談・職業紹介を行う。
- ・全国ネットワークを活用した広域職業紹介を行う。
- ・出張相談の需要がある地域へ直接出向き、当事者に寄り添う形でのよりきめ細かな職業相談・職業紹介を行う。

など

福島避難者帰還等就職支援事業

平成30年度予算案
3.9億円

原子力災害による避難指示区域等からの避難者の福島県外・県内避難先における就職支援を行うとともに、地元への帰還・就職が円滑に進むよう就職支援体制の充実を図る。

- ・「福島就職支援コーナー」を宮城、山形、埼玉、東京、新潟、大阪労働局管内のハローワークに設置し、福島県へ帰還して就職することを希望している避難者に対して、きめ細かな支援を行う。
- ・首都圏等において福島県内の企業を集めた合同就職面接会を開催する。
- ・自治体及び経済団体で構成する協議会に対し、就職活動支援セミナー等の避難解除区域等への帰還者の雇用促進に資する事業を委託する。
- ・原子力災害被災12市町村からの避難者全世帯へ福島県を通じて、就業支援策等についての情報提供を行う。

原子力災害対応雇用支援事業

平成30年度予算案
15.5億円

原子力災害の影響を受けた福島県の被災者について、民間企業・NPO等への委託による一時的な雇用機会の確保等を通じ、その生活の安定を図る。

- ・福島県内の災害救助法適用地域の事業所に勤務していた、または居住していた方を雇用する事業を自治体を実施。
- ・次の安定雇用への円滑な移行につながる人材育成を併せて実施。

事業復興型雇用確保事業

平成30年度予算案
制度要求

被災地の深刻な人手不足等による雇用のミスマッチに対応するため、期間の定めなく求職者を雇い入れた中小企業等に対し、産業政策と一体となった雇用面での支援を行う。

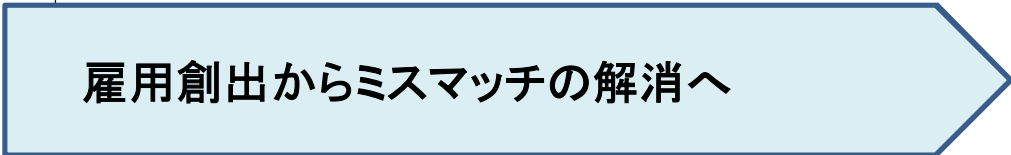
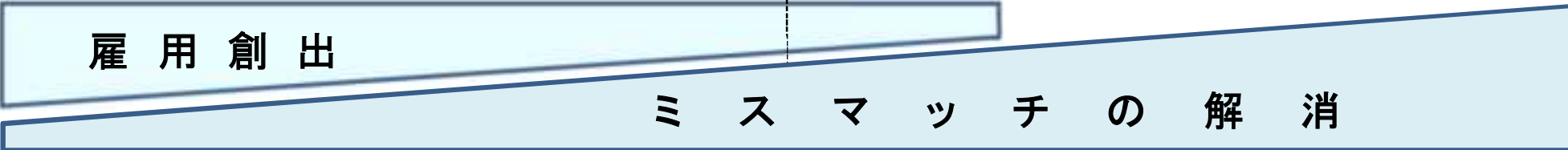
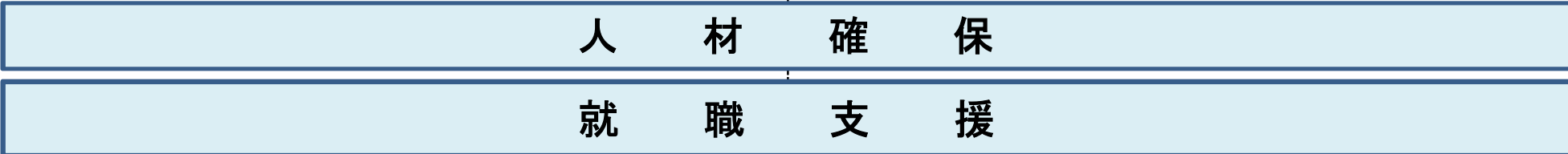
- ・被災求職者を雇い入れた場合に、人材育成等のための費用を3年間助成(原則1人120万円、福島県15市町村は225万円)
- ・求職者(被災求職者以外も含む)の雇入れのために、住宅支援の導入等による職場環境の改善を図り、かつ雇用の確保・維持を達成している場合に、要した費用の3/4を3年間助成(年額上限240万円)。

ハロートレーニング(公的職業訓練)の実施

平成30年度予算案
1396億円の内数

離職中の方を対象として、地域や産業界のニーズを踏まえたハロートレーニングを実施する。特に被災県においては、被災した離職者向けの訓練コース(建設機械の運転等)の設定など、職業訓練を機動的に実施する。

復興・創生期間における総合的な雇用対策について

	集中復興期間 (平成27年度まで)	復興・創生期間 (平成28年度から)
有効求人倍率	岩手県 0.51 → 1.25 1.00 (H25年3月) 宮城県 0.52 → 1.41 1.01 (H24年4月) 福島県 0.50 → 1.37 1.01 (H24年7月) (H23年2月) (H28年3月) (1倍を超えた時期)	
政策目的		
主な実績	<p>○「日本はひとつしごとプロジェクト」等の策定、施策の実施、フォローアップ、必要な見直し (具体的な事業の成果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震災等対応雇用支援事業 被災3県雇用創出実績 約12万人 ※H23～H27年度実績 ・事業復興型雇用創出事業 被災3県雇用創出実績 約18万人 ※H23～H27年度実績 ・ハローワークの求人開拓・確保と職業紹介 被災3県就職件数実績 約67万件 ※H23年4月～28年3月実績 	<p>○「被災者の就労支援施策パッケージ」に基づく施策の実施、フォローアップ、必要な見直し (具体的な事業の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対応雇用支援事業 ・事業復興型雇用確保事業 ・個々の被災者に寄り添った就労支援

今後の取り組み

など

○ ハローワークが全国ネットワークを活用し、次のような職業相談・職業紹介を実施

- (1) 除染及び復興作業に関する人手不足が生じている産業の求人充足を図ること
- (2) 必要な求職者に対して、担当者制による個別支援、訓練への誘導など、きめ細かな就職支援の実施
また、個別相談の際に、就職先が未決定な理由等も把握し、求人情報等を郵送等により提供
- (3) 広域職業紹介の実施
 - ・全国の求人情報が検索できるシステムによる広域的な職業紹介の実施
- (4) 出張相談の実施
 - ・ハローワークから出張相談の需要がある地域へ出向き、職業相談等を実施
- (5) 職場見学会、合同就職面接会を開催
 - ・水産加工業等、地元企業への職場見学会、地方自治体等とも協力した就職面接会を開催



職業相談の様子



職場見学会案内



合同就職面接会

福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第78条、第87及び第88条に基づき、原子力災害からの福島の復興及び再生を推進するため、福島の労働者の職業の安定を図るとともに地元への帰還・就職が円滑に進むよう、地域の実情に応じた雇用対策・就職支援を行うとともに、避難先・避難元での就職支援体制の整備を図る。

福島県外

福島帰還希望者就職支援事業

「福島就職支援コーナー」を宮城、山形、埼玉、東京、新潟、大阪労働局管内のハローワークに設置し、福島県へ帰還して就職することを希望している避難者に対して、きめ細かな支援を行う。

また、福島県内の企業を集めた合同就職面接会を首都圏等で実施。

福島就職支援コーナー設置地域

宮城県
(仙台)



山形県
(山形・米沢)



埼玉県
(行田)



新潟県
(新潟・柏崎)



大阪府
(難波)



東京都(品川)
＜合同就職面接会＞



福島県

福島雇用促進支援事業

福島県内のうち、避難解除区域に帰還を希望する者等の雇用の安定に取り組む地域の関係者から構成される協議会が策定した雇用対策・就職支援の取組を国が選定し、当該協議会に事業を委託して実施。

福島雇用創出総合支援事業

就職支援コーディネーターを配置し、福島雇用促進支援事業、地域雇用開発促進法に基づく実践型地域雇用創造事業等、市町村の実情に応じた活用方法等を提案し、福島県内の市町村での雇用創出の取組を総合的に支援。

また、福島就職支援コーナーへの情報提供等、積極的に連携。

福島避難者等就職支援事業

- ① 職業相談員を配置し、福島県内に避難している求職者及び避難元の求職者にきめ細かな職業相談・職業紹介を実施。
- ② 福島県内避難先に従来から設置されているマザーズコーナーの運営体制を充実させ、帰還するまでの間の避難先での一時的な就業または帰還地域での就業を希望する子育て中の求職者個々の希望に応じたきめ細かな就職支援を実施。

原子力災害対応雇用支援事業

平成30年度予算案 15.5億円
(平成29年度予算額 18.7億円)

趣 旨

- 長引く原子力災害の影響により、福島県における雇用の復興にはなお時間を要するとともに、依然として約6万人の被災者が福島県の内外に避難する状況が続いている。
- 平成30年度以降も、住民の帰還が順次進捗することが想定されるが、こうした地域への帰還等を契機に、避難者や長期の非就労状態にあった方が労働市場に流入することが予想されるものの、被災12市町村における事業所の地元再開率は22%と未だ低い水準にとどまっており、帰還者の地元での雇用機会が十分に確保されているとはいえない状況にある。
- こうした方々の雇用が安定するまでの準備期間に限り、次の雇用までの一時的な雇用の場を確保し、生活の安定を図る。

事業の概要

◆事業内容

- 事業実施期間: 平成30年度末まで
(ただし、平成30年度までに開始した基金事業については平成31年度末まで)
- 実施地域: 福島県全域
- 対象者: 福島県被災求職者
 - ① 福島県に所在する事業所に雇用されていた者
 - ② 福島県に居住していた者のいずれかに該当し、かつ過去1年間に福島県内で原子力災害対応雇用支援事業以外の仕事に就いていない者

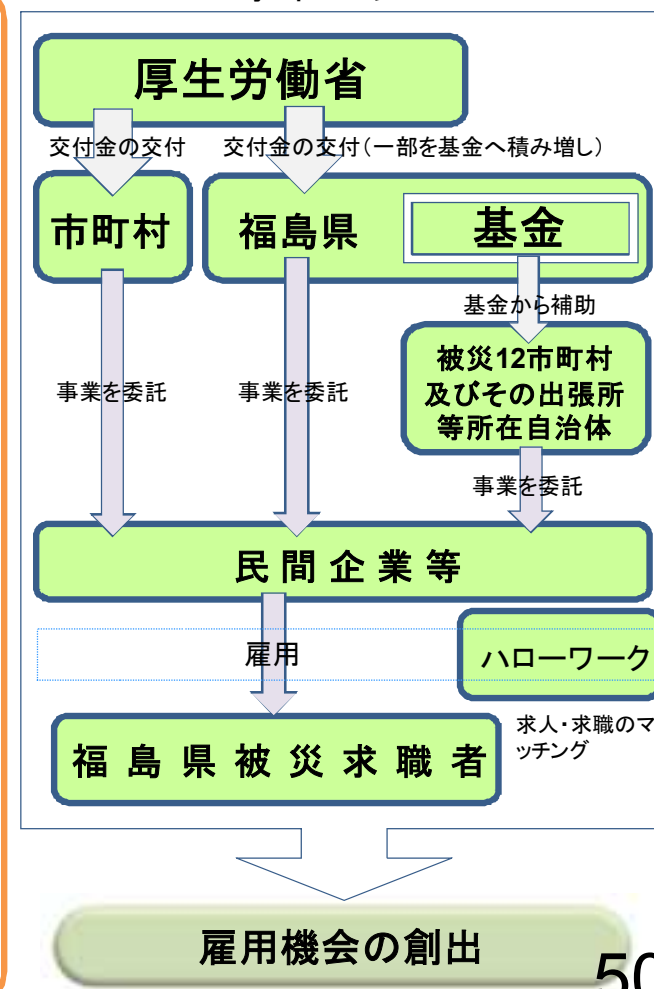
◆ 事業概要

- 次の雇用までの一時的な雇用の場を求める福島県被災求職者に対し、企業、NPO等への委託により、雇用・就業機会を創出し、生活の安定を図る。

◆ 実施要件

- 福島県の自治体等が実施する原子力災害由来の事業等(他の事業で措置できない事業に限る)を対象とする。
- 次の安定雇用への円滑な移行につながる人材育成を併せて実施する。
- 事業費に占める新規に雇用される対象者の人件費割合は1/2以上。
- 雇用期間は1年以内(複数回更新可)

《事業スキーム》



事業復興型雇用確保事業

平成30年度予算案 制度要求
(平成29年度予算額 制度要求)

趣 旨

- 被災地では、沿岸地域を中心に雇用のミスマッチによる人手不足が深刻化しており、さらに事業所用地の整備に時間を要していることなどが重なり、本格的な雇用復興にはなお時間を要する状況にある。
- こうした被災地特有の現状に対応するため、中小企業が雇用のミスマッチ分野等において被災求職者等を雇用する場合に、産業政策と一体となって雇用面から支援を行うことで、その解消を図るものである。

事業概要

【事業実施期間】

平成30年度までに事業を開始した場合に3年間支援(平成30年度～平成33年度)

【実施地域】

岩手県(沿岸部)、宮城県(沿岸部)、福島県(全域)

【対象事業所】

中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者に該当する事業所等(福島県の被災15市町村を除く)であって以下のいずれかに該当する事業を実施する事業所 (①の事業を優先的に採用)

- ① 国や自治体の補助金・融資(新しい事業や地域の産業の中核となる事業を対象にするもの。)又は雇用のミスマッチに対応するための産業政策の対象となっている事業
- ② ①以外で、「産業政策と一体となった雇用支援」と認められる事業

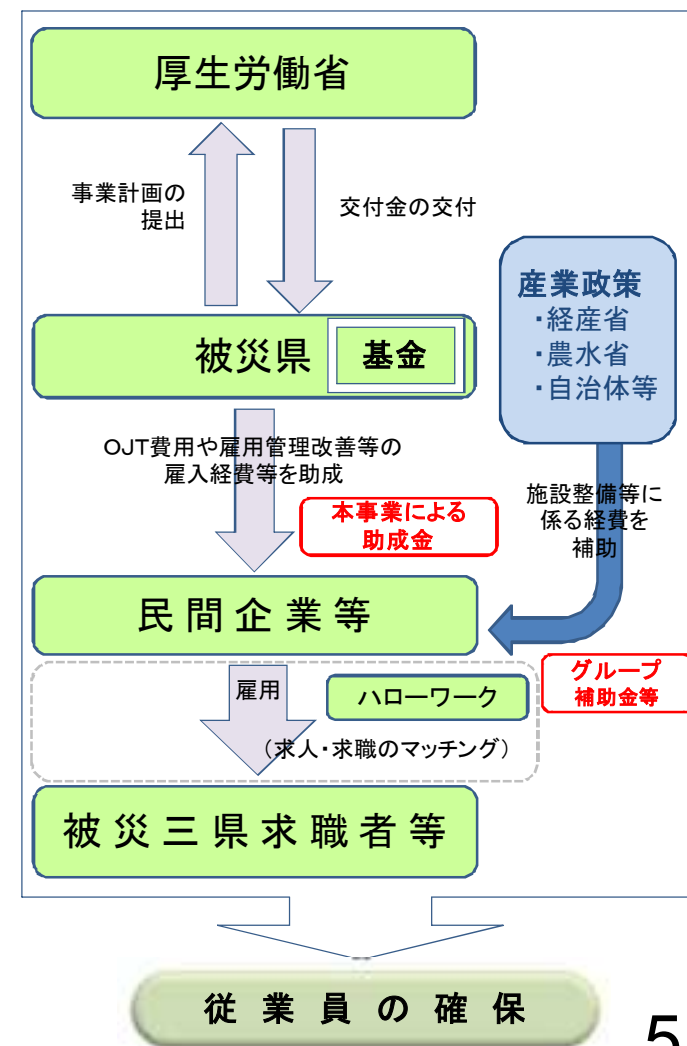
【内容・要件】

○雇入費助成

- ・被災三県求職者の雇入れ1人当たり120万円(短時間労働者は60万円)を助成。
- ・1事業所につき2,000万円(3年)を上限とする。
※期間の定めのない雇用等に限る。
※福島県の被災15市町村の事業所については、1人当たり225万円(短時間労働者は110万円)とする。
※助成額は3年間の合計とし、1年ごとに支給する。
※1年ごとの支給額は段階的に減らす仕組みとし、各自治体が独自に設定する。

○住宅支援費助成

- ・求職者(一般求職者を含む)の雇入れのために、住宅支援の導入等による職場環境の改善を図り、かつ雇用の確保・維持を達成している場合に、要した経費の3/4を助成。
- ・1事業所につき240万円(年額)を上限とする。
※宿舍の新規借り上げ、追加借り上げ、住宅手当の新規導入、手当拡充を行った場合に限る。
※定着状況を確認し、1年ごとに最大3回支給する。



東日本大震災からの復興関係施策照会先一覧（厚生労働省代表電話 03-5253-1111）

施策事項	施策の対象となる地域	所管課室	担当係	担当者	内線
I. 医療・介護・福祉等					
被災地における福祉・介護人材確保事業	福島県相双地域等	社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室	マンパワー企画係	鈴木	2849
長期避難者の早期帰還のための介護サービス提供体制 再生事業	東電福島第一原発事故に伴う避難指示が解除された区域等	(施設)老健局高齢者支援課 (在宅)老健局振興課 老健局老人保健課	(施設)予算係 (在宅)予算係 予算係	岡本 川名 川崎	3925
地域医療再生基金(被災地域における地域医療の再生)	福島県	医政局地域医療計画課 医師確保等地域医療対策室	地域医療支援係	西井 山田	2550 2771
被災者の心のケア対策	岩手県、宮城県、福島県	社会・援護局障害保健部精神・障害保健課	心の健康係	新川	3069
被災者支援総合交付金等					
被災者見守り・相談支援事業	岩手県、宮城県、福島県	社会・援護局地域福祉課	地域福祉係	佐藤、梅本	2859
仮設住宅サポート拠点運営事業 被災者生活支援事業	岩手県、宮城県、福島県	老健局振興課	予算係	平山	3935
被災地健康支援事業	岩手県、宮城県、福島県	健康局健康課保健指導室・ 地域保健室	保健指導係・企画調査係	村松	2398
東日本大震災被災自治体における保健師の確保に向けた取組への協力依頼	全国	健康局健康課保健指導室・ 地域保健室	保健指導係・企画調査係	村松	2398

被災した子どもの健康・生活対策総合支援事業	①子ども健やか訪問事業:岩手県、宮城県、福島県 ②仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる環境づくり事業:仮設住宅設置県(岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、栃木県、長野県) ③遊具の設置や子育てイベントの開催:岩手県、宮城県、福島県 ④親を亡くした子ども等への相談・援助事業:岩手県、宮城県、福島県 ⑤児童福祉施設等給食安心対策事業:特定被災地方公共団体又は汚染状況重点調査地域(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、長野県) ⑥保育料等減免事業:全国(本事業の対象となる被災者が居住する自治体に限る。)	子ども家庭局子育て支援課 施設調整等業務室	調整係	青山	4960
-----------------------	---	--------------------------	-----	----	------

災害復旧関係

介護施設等の災害復旧	青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県(「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」の特定被災地方公共団体が対象)	老健局高齢者支援課	施設係	村田	3928
障害者施設等の災害復旧 障害者施設の事業復旧にかかる設備整備	岩手県、宮城県、福島県	社会・援護局障害保健部 障害福祉課	福祉財政係	平山	3035
障害福祉サービス事業再開支援事業	岩手県、宮城県、福島県	社会・援護局障害保健部 障害福祉課	福祉サービス係	原	3091
児童福祉施設等の東日本大震災に係る災害復旧費	岩手県、宮城県、福島県	子ども家庭局子育て支援課 施設調整等業務室	調整係	青山	4960
保健衛生施設等災害復旧費補助金	青森県、岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、東京都、新潟県	健康局総務課指導調査室	施設係	田中	2322
水道施設の災害復旧に対する支援	岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、新潟県、長野県	医薬・生活衛生局水道課	上水道係	倉澤	4026

国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険・障害福祉サービス等の特別措置 (窓口負担・保険料の減免)	東電福島第一原発事故に伴う ・緊急時避難準備区域 ・帰還困難区域 ・居住制限区域 ・避難指示解除準備区域 ・特定避難勧奨地点 ※解除・再編された区域・地点を含む。	保険局国民健康保険課 保険局高齢者医療課 老健局介護保険計画課 社会・援護局障害保健部障 害福祉課	企画法令係 企画法令係 企画法令係 福祉サービス係	高石 角田 杉山 原	3189 3199 2164 3091
被用者保険の特別措置 (窓口負担の免除・保険料の減免)	東電福島第一原発事故に伴う ・緊急時避難準備区域 ・帰還困難区域 ・居住制限区域 ・避難指示解除準備区域 ・特定避難勧奨地点 ※解除・再編された区域・地点を含む。	保険局保険課	企画法令第一係	梶原 武藤	3247

II. 原発事故に伴う対応関係

食品中の放射性物質への対応の流れ	全国	医薬・生活衛生局食品監視 安全課	化学物質係	岡本	4242
食品中の放射性物質に関する基準値の設定	全国	医薬・生活衛生局食品基準 審査課	規格基準係	中嶋	4281
原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限の対象 食品	14県(福島県、青森県、岩手県、宮城県、山形 県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉 県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県)	医薬・生活衛生局食品監視 安全課	化学物質係	岡本	4242
流通食品での調査(マーケットバスケット調査)	15地域(福島県(浜通り、中通り、会津)、北海 道、岩手県、宮城県、茨城県、栃木県、埼玉 県、東京都、神奈川県、新潟県、大阪府、高知 県、長崎県)	医薬・生活衛生局食品基準 審査課	規格基準係	中嶋	4281
(参考)食品をもとにした線量推計について	15地域(福島県(浜通り、中通り、会津)、北海 道、岩手県、宮城県、茨城県、栃木県、埼玉 県、東京都、神奈川県、新潟県、大阪府、高知 県、長崎県)	医薬・生活衛生局食品基準 審査課	規格基準係	中嶋	4281
食品中の放射性物質対策に関するリスクコミュニケー ションの主な取組	全国	医薬・生活衛生局生活衛生・ 食品安全企画課	リスクコミュニケーション 係	佐々木	2493
原子力発電所の事故に係る労働者の放射線障害防止 対策	福島県	労働基準局安全衛生部労働 衛生課電離放射線労働者健 康対策室	企画係	佐藤、鍋田	2181

III. 雇用対策関係

被災者の就労支援施策パッケージ		職業安定局雇用政策課	雇用政策係	増田	5663
ハローワークにおける職業相談・職業紹介等の就職支援	全国	職業安定局首席職業指導官室	職業紹介係	鍋島	5774
福島避難者帰還等就職支援事業	①福島雇用促進支援事業:福島県 ②福島雇用創出総合支援事業:福島県 ③福島帰還希望者就職支援事業:宮城県、山形県、埼玉県、東京都、新潟県、大阪府 ④福島避難者等就職支援事業:岩手県、宮城県、福島県	職業安定局雇用開発部 地域雇用対策課(①~③) 職業安定局総務課首席職業指導官室(④)	地方就職支援係/ 特定地域対策係(①~③) 職業紹介係(④)	中野、小畑/渡辺、斎藤(①~③) 鍋島(④)	5864/5842(①~③) 5774(④)
原子力災害対応雇用支援事業	福島県	職業安定局雇用開発部地域雇用対策課	地域雇用創出係	水野、山崎、関	5794
事業復興型雇用確保事業	被災3県[岩手県、宮城県、福島県(岩手県、宮城県は沿岸部)]の災害救助法適用地域	職業安定局雇用開発部地域雇用対策課	地域雇用創出係	水野、山崎、関	5794
	東日本大震災厚生労働省復興対策本部・総括	大臣官房総務課		米澤 中江	2083